

# 震災廃木材の含有量試験方法について

平成 23 年 4 月 19 日

全国木材資源リサイクル協会連合会

## 1. 塩分

試料採取方法 : 震災廃材仮置場で撤去予定の柱材又は無垢板材を有姿のまま 50 g 程度を切り取り、土砂等の付着物を取り除いたものを試料とする。

検体数及び頻度 : 1 仮置き場当たり、10 検体、年 4 回を原則とする。

ただし、1 年間の検査結果データの偏差が、65%以内の範囲に入った現場は次年度から検体数、頻度ともに前年度の 1/2 として差し支えない。

\* 通常含有量試験の分析誤差は 20%程度が許容範囲なので、サンプリング誤差 20%程度と併せて、 $0.8 \times 0.8 = 0.64\%$ 以内であれば、検査の目的から有意の差はないとみなせるため。

分析項目 : 含水率、強熱減量、揮発性塩分、不燃性塩分の 4 項目とする。

含有塩分濃度は、NaCl 換算  $\text{mg}/\text{kg} \cdot \text{WB}$  に統一する。

20 検体程度以上のデータから、揮発性塩分と不燃性塩分の比率にばらつきがないことが確認できた現場では、以降の分析項目を全塩分 1 項目に絞って差し支えない。

分析方法 : 別紙のとおり

## 2. CCA

試料採取方法 : 震災発生木材を原料とするマテリアル向けチップを、4 点縮分法により採取する。

\* 相互相関がないとみなせる 4 か所からそれぞれ 50 g 程度のチップを採取し、それぞれを 4 等分した試料を 1 試料ずつ任意に採取し、合わせたもの 50 g 程度を分析検体とする。(土壌汚染対策法に基づく法定採取方法)

検体数及び頻度 : チップの保管場ごとに、月 1 回程度、任意に実施する。

分析項目 : 全クロム、ヒ素、銅 以上 3 項目の含有量試験

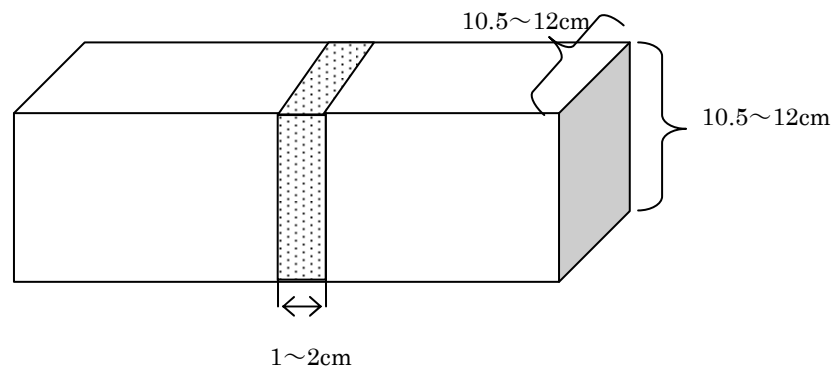
分析方法 : 土壌環境基準に基づく含有量試験の法定分析方法による。

# 震災地木材の分析方法

平成 23 年 4 月 22 日

## 【サンプリング方法】 柱材を想定（10.5～12cm 角）

・角材または板の長辺方向に対して垂直に 1～2cm の厚さで輪切りにしたものを試料とする。



〔次の木材は試料としないこと〕（試料採取時に留意すること）

- ・ 著しく土砂等の汚れが付着しているもの
- ・ 長期間の浸水により含水率が著しく高いと思われるもの

## 【前処理方法】（分析機関で留意すること）

サンプルをサイコロ状に砕き、粉砕器（ワンダーブレンダー）を用いて粉砕する。粉砕は目開き 1.5mm のスクリーンを全量通過するよう粉砕する。

なお試料に土砂等汚れの付着がある場合はブラシ等で払い落とす。また浸水等により含水率が通常木材より高いと思われる試料については恒量となるまで風乾する。

## 【分析方法】

- ・ 分析項目 揮発性塩分 不燃性塩分
- ・ 分析方法

〔揮発性塩分・不燃性塩分〕

燃焼管内に試料を導入、800℃30 分間加熱し、放冷した後、燃焼管内部に吸着した塩素を水で洗い出して回収する。また吸収瓶に吸収される塩素を回収して**イオンクロマトグラフ法**にて測定し、あわせて揮発性塩素とする。

また燃焼後に残った灰分をビーカーに移し、熱水を加える。100℃で 30 分加熱して溶け出す塩素を**イオンクロマトグラフ法**にて測定し、不燃性塩素とする。揮発性塩分、不燃性塩分は揮発性塩素及び不燃性塩素を NaCl 換算（mg/kg・WB）し求める。

〔分析方法は「JIS Z 7302-6 全塩素分試験方法」を参考とした〕